



届出・証明

届出・登録・証明

問 住民課 ☎557-7548

本人確認にご協力ください

証明の発行や届出の際には、窓口でご本人確認をさせていただきます。住民の皆さまの個人情報保護し、なりすましによる不正な証明の取得を防ぐため、運転免許証、健康保険証などの掲示にご協力をお願いします。

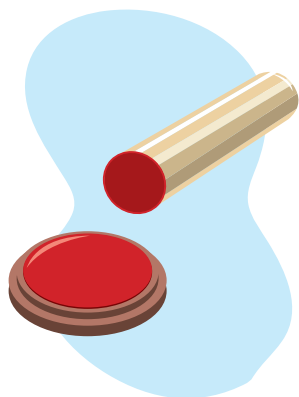
▶ 必要な本人確認書類

(A) 1点あればよいもの 国または地方公共団体の機関が発行した身分証(顔写真つき)	・運転免許証 ・パスポート ・マイナンバーカード ・在留カード ・特別永住者証明書 ・障害者手帳 など
(B) この中から2点必要なもの 国または地方公共団体の機関が発行した身分証(顔写真なし)	・国民健康保険被保険者証 ・健康保険証 ・共済組合員証 ・介護保険証 ・年金手帳・基礎年金番号通知書 ・国民年金証書 ・後期高齢者医療被保険者証 ・生活保護受給者証 ・法人の身分証明証(顔写真つき) ・学生証 など
(C) Bの書類(1点)と組み合わせると本人確認ができるもの 本人名義のもので本人に交付された書類	・法人の身分証明書(顔写真なし) ・預金通帳 ・キャッシュカード ・クレジットカード ・納税通知書 ・消印付きの郵便物 など

※提示した書類に疑義が生じた場合は、他の確認書類を求める場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

住民の異動の届出

届出の種類	届出期間	届出に必要なもの	届出人
転入届(町外から引っ越してきたとき)	引越してきた日から14日以内	①転出証明書(前住所の区市町村で発行) ②在学証明書(前住所の小中学校で発行)③マイナンバーカード ④外国人の方は在留カード	本人・世帯員
転出届(町外に引越しをするとき)	引越しをする前	①印鑑登録証②国民健康保険被保険者証 ③後期高齢者医療被保険者証④介護保険被保険者証 ※マイナンバーカードを使用して、オンラインで手続きをする方法もあります。詳しくは、マイナポータルまたはマイナンバー総合フリーダイヤル0120-95-0178へお問合せください。	
転居届(町内で住所が変わるとき)	引越してから14日以内	①国民健康保険被保険者証②後期高齢者医療被保険者証 ③介護保険被保険者証④マイナンバーカード ⑤外国人の方は在留カード	
世帯(主)変更届(世帯主が変わったり、世帯が合併または分離したとき)	変更のあった日から14日以内	①国民健康保険被保険者証②後期高齢者医療被保険者証 ③介護保険被保険者証	



広 告

信頼と実績の地元の不動産屋さん

営業時間: AM 9:00~PM 6:00 定休日 日曜・祝日

土地・建物・貸工場・アパート・マンション

田代不動産(株)

箱根ヶ崎93-10 ☎557-1032(代) FAX557-1056

おかげさまで、創業94周年!!
あなたの大切なハンコお作りします

地元で愛されるはんこ屋さん

竹田印店

こけしハンコ・梅の小枝印・武蔵御嶽神社で祈禱印
篆刻体験教室 毎月第1・2土曜・第4水曜 開催

☎0428-22-4461 青梅市勝沼3-111
https://takeda-inten.com



印鑑の登録

町内に居住し、住民登録をしている15歳以上の方(意思能力を有しない方を除く。)が登録できます。登録は本人が申請してください。本人が病気その他の理由で申請できないときは、代理人が申請することもできます。この場合は、本人の意思を確認する意味で、本人自筆の委任の旨を証する書面(代理人選任届)が必要です。

▶必要なもの

a. 本人申請の場合

- ①登録する印鑑
- ②官公署で発行した免許証等の身分証明書で写真が貼ってあり、有効期限内のもの。証明書を持たない方は、東京都在住で印鑑登録してある方が保証すれば登録できます。必ず保証人の署名押印(実印)と保証人の印鑑登録証明書を添付してください。瑞穂町在住の場合は印鑑登録証明書は不要です。

b. 代理人申請の場合

- ①登録する印鑑
 - ②委任した旨の本人自筆の書面(代理人選任届)が必要です。
- ※即日登録できるのは本人が写真付き身分証明書を持参したときのみです。

写真付き身分証明書と保証人のない方、代理人の申請の場合、確認書を郵送するので登録には日数がかかります。

■印鑑登録証

印鑑の登録をすると印鑑登録証が交付されます。

■印鑑登録証明書の取得

▶必要なもの

- ・印鑑登録証
- 代理人の場合でも委任の旨を証する書面は不要です。

■印鑑登録の廃止・改印など

印鑑登録をしてある印鑑または印鑑登録証の紛失・盗難・廃止、改印のときは、廃止の届け出をしてください。改印・印鑑登録証の再交付など、再登録には新規登録と同じ手続きが必要です。

▶必要なもの

- ①新規登録申請に必要なものと同じ
 - ②印鑑登録証(廃止、改印の場合)
- ※転出の場合は自動的に廃印になります。

■登録できない印鑑

次のような印鑑は、登録できませんのでご注意ください。

- ①正しい氏名で表されていないもの
- ②一辺の長さが8mm以下、または25mm以上
- ③ゴム印やその他(プレス印など)の印鑑で変形しやすいものおよび欠けた印鑑
- ④文字の判読が困難なもの
- ⑤印影を鮮明に表しにくいもの

戸籍に関する届出

届出の種類	届出期間	届出人	届出場所	届出に必要なもの	ご注意
出生届	生まれた日を含めて14日以内	父または母	生まれた所 本籍地 届出人所在地 のいずれかの 区市町村役場	・届書 ・母子健康手帳 ・国民健康保険被保険者証(加入者のみ)	子どもの名は必ず常用漢字・人名漢字・平仮名・片仮名で書きましょう。また届書右半分に医師の証明を受けてください。
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	親族 など	死亡した所 本籍地 届出人所在地 のいずれかの 区市町村役場	・届書 ・国民健康保険被保険者証(加入者のみ) ・年金手帳・基礎年金番号通知書	
婚姻届	届けた日に効力が生じる	結婚する2人	2人の本籍地 届出人所在地 のいずれかの 区市町村役場	・届書 ・戸籍謄本(本籍地以外に出す場合) ・国民健康保険被保険者証(加入者のみ) ・年金手帳・基礎年金番号通知書 ・運転免許証・パスポート・健康保険証等	結婚生活に入っても婚姻届をしなければ法律上正式な夫婦とは認められません。なお届書に証人(成年人)2人の署名が必要です。
転籍届	届けた日に効力が生じる	戸籍の筆頭者およびその配偶者	現本籍地 新本籍地 届出人所在地 のいずれかの 区市町村役場	・届書 ・戸籍謄本1通(本籍地内で移す場合不要)	

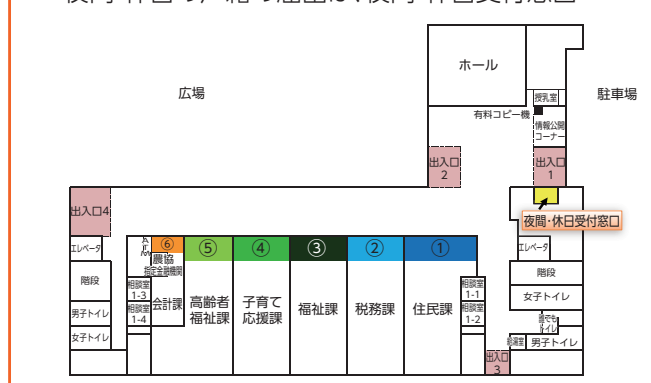
電話予約サービス

住民票の写し・印鑑登録証明書・税の証明書の交付について電話で予約を受け付け、平日の夜間や休日に交付するサービスです。平日の午前8時30分から午後5時までに予約が必要です。

夜間・休日の戸籍の届出

夜間・休日に戸籍の届出(出生届・婚姻届・離婚届・死亡届など)をする場合は、夜間・休日受付窓口(☎557-0501)で受け付けます。夜間・休日受付窓口のインターホンを押してください。

夜間・休日の戸籍の届出は、夜間・休日受付窓口へ



マイナンバー制度

■マイナンバーとは

平成27年10月に、日本国内の全住民に通知された、一人ひとり異なる12桁の番号をマイナンバーといいます。

個人が特定されないように、住所地や生年月日などとの関係の無い番号が割り当てられます。

マイナンバーは生涯にわたって使うものです。住所が変わっても、マイナンバーは原則変わりません。

また、法人には1法人1つの法人番号(13桁)が指定されます。

■こんなとき、マイナンバーが必要です

マイナンバーは国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害対策の分野で利用されます。

「社会保障関係の手続」

- 年金の資格取得や確認、給付
- 雇用保険の資格取得や確認、給付
- ハローワークの事務
- 医療保険の給付の請求
- 福祉分野の給付、生活保護 など

「税務関係の手続」

- 税務署に提出する確定申告書、届出書、法定調書などに記載
- 都道府県・市町村に提出する申告書、給与支払報告書などに記載 など

「災害対策」

- 防災・災害対策に関する事務
- 被災者生活再建支援金の給付
- 被災者台帳の作成事務 など

事業主は従業員のマイナンバーの提示を受けて、税や社会保障の手続きを行うことになります。

■マイナンバーカードの作り方(任意)

(1) マイナンバーカードの申請

マイナンバーカードの申請方法は3つあります。どれかの方法で申請してください。

- ①個人番号通知書・通知カードに同封されている交付申請書に写真を張り付け、必要事項を記入し、郵送で申請する方法
- ②通知カード下部についている申請書のQRコードを読み取り、スマートフォン等からオンラインで申請する方法
- ③住民課窓口へお越しいただき、窓口で写真の撮影と申請を行う方法(郵送)

本人確認書類(運転免許証等)と通知カード(お持ちの方)をお持ちの上、住民課住民係窓口へお越しください(平日午前9時～11時30分、午後1時～4時30分)。

(2) 受け取り

マイナンバーカードの準備が整うと、ご自宅に交付通知書が届きます。

交付通知書を受け取りましたら、通知書の記載内容をご確認いただき、ご予約の上ご本人が窓口にお越しください。

※マイナンバーカードを自宅で受け取る申請時来庁方式も行っています。詳しくは住民課へお問い合わせください。



マイナンバーカード総合サイト

<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>



主な証明書等手数料

	証明書等の種類	単位	手数料	請求(利用)できる人	必要なもの
①	印鑑登録証明書	1通	200円	印鑑登録証(カード)を持参し申請書に、登録番号、住所、氏名、氏名のふりがな、生年月日を正確に記入できる方	印鑑登録証(カード)
②	住民票の写し(全部・一部)	1通	200円	自己または自己と同一の世帯に属する方	本人確認書類のご提示をお願いします。 ●1点で確認可能なもの マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど (国または地方公共団体が発行した写真付きの身分証明書) ●2点で確認可能なもの (ア)から2点または(ア)と(イ)から1点ずつ (ア)健康保険証、年金証書(手帳)、医療証など (イ)診察券、キャッシュカード、学生証など
③	住民票記載事項証明書	1通	200円		
④	戸籍の謄本・抄本	1通	450円	戸籍に記載されている者またはその配偶者、直系尊属もしくは直系卑属	
	除籍の謄本・抄本、改製原戸籍	1通	750円		
⑤	戸籍附票の写し	1通	200円		
⑥	課税・非課税証明書 (町民税・都民税)	1通	200円	本人または委任状を持参した方 ※住民登録上同一世帯の親族の請求は委任状を省略することができます。	
⑦	所得証明書	1通	200円		
⑧	納税証明書 (町民税・都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、法人町民税)	1通	200円	本人または委任状を持参した方	
	⑨	評価証明書(土地、家屋)	1通		
⑩	公課証明書(土地、家屋)	1通	200円		

※その他証明書については、各課にお問い合わせください。

各種証明書コンビニ交付

■ご利用可能時間

毎日午前6時30分から午後11時まで ※年末年始を除く。

■ご利用可能店舗

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップなど

■取得できる証明書

住民票の写し、戸籍附票の写し、戸籍謄本・抄本、印鑑登録証明書、課税・非課税証明書、所得証明書

■その他

ご利用にはマイナンバーカードとマイナンバーカードの4桁の暗証番号が必要です。店舗内のマルチコピー機からご自身で取得していただけます。

※戸籍附票の写しおよび戸籍謄本・抄本は本籍地が瑞穂町にある方がご利用できます。

※課税・非課税証明書、所得証明書は最新年度分が取得できます。

※手数料の減免はできませんので、役場窓口にお越しください。

※証明書の交付制限を受けている方はご利用できません。

